

## 第三国定住による難民の受入れ事業の対象の拡大等に係る検討会（第6回）

### 議事概要

日時：平成31年3月11日（月）14:00～15:30

場所：中央合同庁舎8号館5階共用会議室C

出席者：別紙のとおり

#### 1. 議事

議論（検討会取りまとめ案について）

#### 2. 配布資料

なし

#### 3. 議事内容

○事務局から本検討会の取りまとめ案の全体構成について説明

○本検討会の取りまとめ案について、項目ごとに事務局から説明がなされ、続いて検討会構成員・オブザーバーから発言があった

##### 【現状認識について】

（事務局）我が国の第三国定住事業の現状及び世界・アジアにおける難民問題の現状等を記載した上で、「我が国としては、これまでの受け入れの経験と国際情勢を十分に踏まえ、第三国定住事業を拡大することが適当である」としたが意見があればお願いしたい  
・（特段意見なし）

##### 【目的、受け入れ対象、受入れ人数について】

（事務局）前回検討会における議論を踏まえ修正

・受入れ人数について、年間100人以上の受入れを目指すという非常に前向きな表現であり、非常によい

##### 【家族呼び寄せについて】

（事務局）前回検討会における議論を踏まえ修正したい

・呼び寄せた家族は、定住支援プログラムを受講するか否かについて、先行して来日している難民の状況等を勘案し、ケースバイケースで判断していく必要がある

・家族呼び寄せの場合、呼び寄せる家族に自立可能性をどの程度求めるのかについて、現行のタイからの家族呼び寄せにおいては、相互扶助が可能な範囲で認めることとしており、呼び寄せる家族個々人に自立可能性を求めてはない

##### 【地域における情報共有及び人材育成について】

（事務局）今後の円滑な定住支援のためには、政府と定住先地域間での認識共有、連携が重要な課題と認識している等の記載を盛り込んだ

・定住支援の目的・内容について、定住候補地域や定住先地域における関係者の間で共通理解を醸成するためには、情報発信だけではなく、議論の場を設けることが効率的

・受入れ地域における人材育成・人材発掘についても、前広な情報提供と、潜在的な候

補者への繋がりを作っていくことが重要

- ・人材育成、人材発掘は非常に困難度が高い。ボランティアの存在に頼りすぎることなく、有償での契約や、地域のNPO、難民が属するコミュニティーを含めて重層的に関係者を募る必要がある
- ・これまでの受入れ経験やノウハウが蓄積される中で、これまで受け入れてきた難民からの協力等、エスニック・メンターとしての役割に期待したい
- ・全国紙・全国メディアだけではなく、地域定住という中で、地方紙や地方局との協力も検討すべき

#### 【定住支援の終期について】

(事務局) 本検討会での議論を踏まえて、定住支援の終期、通常の定住外国人への支援への移行の在り方等について記載した

- ・終期を判断する主体、判断に当たってどのように難民の情報を得るのかという点も具体化するべき
- ・5年程度を目途に終期を設定する場合、5年よりも早く自立する人もあれば、受け入れる地域からは、5年で支援がなくなってしまうという不安を抱かれる可能性もある。これらに配慮すべき
- ・突然支援が断たれて混乱が生じることがないように、最初から難民本人が自律的に行動できる範囲を広げていくための指導という形の支援を行い、支援への依存度、期待値のコントロールをするべき。逆に、5年が過ぎても必要に応じて相談等は受けられるということも明確にすべき
- ・生活支援と同様に、日本語教育支援についても、日本語能力調査結果や専門家意見を踏まえると、5年程度を目途に終期を設定することが適当。生活者としての外国人に対する日本語教育も充実化されるため、通常の支援に移行しても相当程度の日本語教育の場が確保できる

#### 【関係者間のネットワークについて】

(事務局) 本事業を拡大していくにあたり、地方自治体をはじめとする様々な関係者とともに事業の在り方を検討していく必要があるとの指摘に基づき記載したい

- ・広く複層的なネットワークが広がり知見の情報共有が行われて、事業が発展的に進んでいくことが望ましい
- ・ネットワークの中で、多様なアクターが参画・議論し、新たな方策や手段を模索できることは重要

#### 【受入れ・支援体制等の整備、その他留意すべき事項について】

(事務局) 本検討会における議論を踏まえて記載したい

- ・すでに来日している第三国定住難民や、同郷の方々からの精神的、物理的援助について、例えばRHQで雇用しているミャンマー語の通訳は、ほぼ全員が条約難民であったり、そのほか生活面でも同じ民族の方々からの協力を受けたりしている。地方定住の場合には、周りに同郷の方があまりいないことにより、このような協力関係があまりない状況。他方、ソーシャルネットワークなどにより自主的にネットワークが発展している

と認識

・当初の定住先地域からの移動について、新しい地域で難民たちが自力で頑張っていくということは非常に前向きなものであることが分かる文言が盛り込まれており評価できる

以上

第6回検討会（2019・3・11）出席者

座長 杉山内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）

副座長 杉浦外務省総合外交政策局人権人道課長

構成員 藤原警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長補佐（※代理）

（関係省庁） 清原警察庁警備局外事情報部外事課長補佐（※代理）

風早総務省自治行政局地域政策課国際室長

磯部法務省入国管理局総務課難民認定室長

川崎財務省大臣官房総合政策課政策推進室長

宮本文部科学省大臣官房国際課国際戦略企画室長（※代理）

高橋文化庁国語課長

齋藤厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課専門員（※代理）

東農林水産省大臣官房国際部海外投資・協力グループ国際専門官（※代理）

船橋経済産業省通商政策局国際経済課長補佐（※代理）

星野国土交通省総合政策局政策課企画専門官（※代理）

安齋海上保安庁警備救難部国際刑事課国際犯罪捜査第二係長（※代理）

（有識者） 中井 伊都子 甲南大学副学長  
明石 純一 筑波大学大学院人文社会科学研究科准教授  
石川 美絵子 社会福祉法人日本国際社会事業団常務理事  
可部 州彦 特定非営利活動法人難民支援協会定住支援部  
就労コーディネーター（明治学院大学教養教育センター  
一附属研究所研究員）

オブザーバー

UNHCR国連難民高等弁務官事務所

副代表（法務担当） 川内敏月

法務部法務アソシエイト 宮澤哲

IOM国際移住機関駐日事務所 プログラムマネージャー 清谷典子

RHQアジア福祉教育財団難民事業本部 難民事業本部長 杵渕正巳